

令和6年10月27日執行

審查公報

愛知県選挙管理委員会

告示番号：4

四



最高裁判所判事
ひら き まさ ひろ
平木正洋

昭和三六年四月三日生

最高裁判事官としての心構え
高裁や地裁の裁判官を務める中で大切であると思つてきたこと
が二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳を傾け
証拠を検討するという姿勢です。最高裁判所は最常務場ですので、一つ
の事件に誠実に向き合つてきめ細かに考えていまます。二つ目で
すが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加
していくのですので、様々な視点や考え方をもって審理していくことが
バランスのとれた判断をする必要があつます。そのためには組み
分け自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したり
するなどの自己研鑽を不可欠であると思つています。東京地裁で、
裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判官
は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しま
せん。いずれの事件もみんな大切に思い出しながら語ります。裁判官
裁判官では、裁判員も裁判官が証拠をつききりして議論していく
告人が有罪であるかどうかという事実認定を量刑判断を行なうわけ
ですが、裁判員の方々の意見には、裁判官ではない裁判官の見方や
視点を含んでいるのが多かったです。裁判官も裁判官という法律
家でない方々の物語の方面や経験などを融合させて、より良い刑事法
裁判官としての目指すところにあります。正にそのとおり
であると実感できました。

座右の銘は、「繼續は力なり」です。努力を継続したからといって、
必ずしも成功できるわけではありませんが限らないところが、がんばる喜び
ところですが、努力を怠れば何時も成しきれないと思います。
でのこの言葉を胸に精進していきたいと考えています。

告示番号：5

四



最高裁判所判事
いし
かね
きみ
ひろ
石兼公博

昭和三三年一月四日生

令和六年七月三日 大法廷判決
優生保護法中のいわゆる優生規定（同法三条一項二号から三号）まで、
二〇〇〇条及び二〇〇三条二項）、憲法二三条及び二四一条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法第二条第一項の規定による評価を得て発生した損害賠償請求権を有するが、本件においては、不法行為によつて発生した損害賠償請求権が民法第三百一十一条の規定による改正前のもの（七二四条後段の除外期間の経過により消滅したもの）と主張することは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができず、主張は信義則に反し、権利の濫用として許されないとした（全員一致）。

四



最高裁判所判事
なかむら慎

これまで、地方裁判所及び高等裁判所の主張官とを傾けて専ら民事係を丁寧に検討してきました。双方当事者の主張官に耳を傾けて専ら民事係を丁寧に検討することを大事にし、核心となる争点がどこにあるか、その事案で最も望ましい解決は何かということに悩み、考へてきました。最高裁判所に就任してから、まだが浅いため、閣下した主要な裁判を掲げる事ができません。しかし、これまでの地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを高裁判所の仕事の中でも実現していきたいと思います。

近時裁判官の多様化、情報伝信技術の飛躍的な発展とグローバル化の進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思いました。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式に、法の基盤を有するものとすべきです。社会の状況や国際的状況の変化を踏まえつつ、現在における見つけの分布や国民の状況といった、水平面での検討だけではなく、時間の流れといふ、いわば垂直方向から位置付けるもの確に認識した上で、考査判断していくことが重要だと思います。専善に陥るのではなく、より良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨として、課せられた責任を果たしていくべきだと考えております。

告示番号：6

国民審査 投票日 総選挙 10月27日(日)